

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成21年 2月20日

分任支出負担行為担当官
近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長

1. 競争入札に付する事項

- (1) 調達案件等の名称及び数量 庁舎警備等業務
(電子入札対象案件)
(庁舎警備等 365日間)
- (2) 調達案件等の概要
本業務は、琵琶湖河川事務所において、平日夜間・休日の河川情報に係わる情報の受信・伝達及び庁舎内の警備、平日の庁舎・敷地の警備を行うものである。
- (3) 履行期間 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで
- (4) 履行場所 滋賀県大津市黒津四丁目5番1号 琵琶湖河川事務所
- (5) 入札方法
 - ① 本案件は、入札及び書類の提出を電子入札システムで行う対象案件である。なお、電子入札システムによりがたい場合は、紙入札方式参加願を提出するものとする。
 - ② 電報及び郵便による入札は認めない。
 - ③ 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予算決算及び会計令第99条の2の規定に基づく随意契約に移行しない。
 - ④ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載した入札書を提出すること。

2. 競争参加資格等

- (1) 競争参加資格
 - ① 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
 - ② 平成19、20、21年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」のB又はC等級に格付けされた近畿地域の競争参加資格を有し、且つ、滋賀県内に本店・支店又は営業所を有するものであること。
 - ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者（但し、再度（1）の参加資格認定を受けた者を除く）でないこと。
 - ④ 平成16年度以降において、従業員80人以上を有する国の機関、地方公共団体等（公社、公団、事業団及び独立行政法人を含む）又は事業所発注の下記1）又は2）の同種の業務の請負契約実績があることを証明した者であること。
 - 1) 情報連絡業務
 - 2) 警備業務
 - ⑤ 本件役務に従事させることとする「業務管理責任者」は、以下のいずれかの実務経験又は資格

等を有することを証明した者であること。

1) 本業務は、以下に示す業務に関連する情報連絡業務又は警備業務の統括管理を5年以上継続している者。

公益事業（電気・ガス・鉄道等）に関する情報連絡、警備・受付、又は公物管理に関する業務

⑥ 証明書等の受領期限の日から開札までの期間に、近畿地方整備局長から指名停止を受けている期間がないこと。

⑦ 電子入札システムによる場合は、電子認証（ICカード）を取得していること。

⑧ 電子入札システムによりがたい場合は、紙入札式での参加について分任支出負担行為担当官近畿地方整備局琵琶湖河川事務所長（以下「分任支出負担行為担当官」という）の承認を得ていること。

3. 入札書等の提出場所等

(1) 入札書の提出場所及び契約条項を示す場所並びに当該入札に関する問い合わせ先

〒520-2279 滋賀県大津市黒津4-5-1
近畿地方整備局琵琶湖河川事務所 経理課 契約係
電話077-546-0844（内線224）

(2) 入札説明書の交付場所 上記(1)に同じ

(3) 電子入札システムのURL及び問い合わせ先

国土交通省電子入札システム <https://e2odw.e-bisc.go.jp/CALS/Accepter/>

(4) 電子入札システムによる入札書類データ（証明書等）、及び紙入札方式による証明書等の受領期限
平成21年 3月 3日 15時00分

(5) 電子入札システムによる入札書、及び紙入札方式による入札書の受領期限
平成21年 3月19日 12時00分

(6) 開札の日時及び場所 平成21年 3月23日 9時30分
近畿地方整備局琵琶湖河川事務所 入札室

(7) 本業務は平成21年4月1日から履行を開始するものとする。

本業務にかかる開札の日には、落札決定を保留としたうえで、落札予定者を決定するものであり、落札決定及び契約締結は平成21年4月1日とする。

なお、本業務は、平成21年度予算が成立されることを条件とした入札であり、当該契約にかかる平成21年度の予算成立が4月2日以降となった場合は、落札決定及び契約は予算成立日とする。

また、暫定予算となった場合は、予算措置が全額計上されているときは全額の計上とするが、全額計上されていないときは、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする。

4. その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札者に要求される事項

① 紙入札方式により参加を希望する者は、所定の受領期限までに必要な証明書等を上記3(1)に示す場所に提出しなければならない。

② 電子入札システムにより参加を希望する者は、所定の受領期限までに必要な入札書類データ（証明書等）を上記3(3)に示すURLに提出しなければならない。

なお、①、②いずれの場合も、開札日の前日までの間において必要な証明書等の内容に関する分任支出負担行為担当官からの照会があった場合には、説明しなければならない。

(4) 分任支出負担行為担当官は、証明書等の審査を行い証明書等審査結果通知書を発行するものとする。

なお、入札書の提出は、審査結果に合格したもののみができるものとする。

(5) 入札の無効

競争に参加する資格を有しない者のした入札及び入札の条件に違反した入札及び電子入札システムを利用するための I C カードを不正に使用した者の入札は無効とする。

(6) 契約書の作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(8) そ の 他 詳細は入札説明書による。